

幼児教育の無償化 10月からスタート

○保育料について

保育料(利用者負担額)は無償となります
手続きは必要ありません。

- ・3歳児～5歳児(小学校就学前)までの子どもが対象です。
- ・上記保育料とは別に、通園送迎費、給食費、その他園が定める徴収金などは、これまでどおり保護者の負担です。
ただし、副食費(おかず代)は、年収が360万円未満相当世帯の子どもはすべて免除、それ以外の世帯の子どもは第2子半額、第3子以降全額免除です。

○一時預かり、認可外保育施設等の利用料

月額1万1,300円まで無償(日額450円が上限)となります

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもが対象です。

(注意!)手続きが必要です。

- ・「一時預かり」や「認可外保育施設」等を併用して無償化の対象となるためには、事前に「認定申請書」の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。
- ・利用料は一旦お支払いいただき、請求によりお支払いします。

(問合せ先)

長浜市教育委員会事務局幼児課

TEL:0749-65-8607

Mail:youji@city.nagahama.lg.jp

認定申請の手続きについて (施設等利用給付の認定申請)

無償化による新しい認定です。幼稚園や認定こども園(短時部)と併用して「一時預かり」や「認可外保育施設」等を利用され、無償化制度の対象となるためには、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、**事前に**「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。なお、保育園や認定こども園(長時部)への入所を希望されたにもかかわらず、入所調整の結果、幼稚園や認定こども園(短時部)に入所となった場合は申請の必要はありません。

※対象となる施設やサービスは、所在地の市町村が基準等の確認を行い公示した施設のみです。

【保育を必要とする事由】

- ・就労(就労時間が月64時間以上)
- ・妊娠・出産 ・保護者の疾病・しょうがい
- ・同居親族等の介護・看護 ・災害復旧
- ・求職活動 ・就学

【申請に必要な書類】

- ・施設等利用給付申請書
- ・添付書類

保育を必要とする事由	添付書類
1 就労中の方(予定を含む)	就労(予定)証明書
2 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	自営業就労申立書(法人格をもつ自営業の方は就労(予定)証明書)
3 出産(予定)の方(出産前3か月、後6か月)	出産(予定)証明書または母子手帳の写し(表紙と出産予定日が掲載されているページ)
4 病気療養中または同居の親族の看病の方	次のいずれか ①医師の診断書またはその写し(6か月以内のもの) ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳の写し ③介護保険の要介護認定者もしくは要支援認定者は、介護保険証の写し
5 求職活動中の方	就労予定申立書
6 学生の方	在学証明書または学生証の写し、時間割表等(就学時間がわかるもの)